

法人税関係

休眠会社の整理作業とその対応

1 はじめに

休眠会社・休眠一般法人（以下「休眠会社等」という）は事業を廃止し、実体を失った会社が登記上公示されたままとなるため、登記の信頼を失いかねない。休眠会社を売買するなどして、犯罪の手段とされかねないといった問題がある。平成26年度以降、毎年、休眠会社の整理作業が実施されている。そこで本稿では、休眠会社の整理作業とその対応について述べる。

2 休眠会社等の意義

休眠会社等とは①、②とされている。

①休眠会社：最後の登記から12年を経過している株式会社（会社法第472条の休眠会社。特例有限会社は含まれない。）

②休眠一般法人：最後の登記から5年を経過している一般社団法人又は一般財団法人

3 法務大臣による公告と登記所からの通知

休眠会社等における、法務大臣による官報公告（休眠会社等は、公告から2か月以内に必要な登記をせず、「まだ事業を廃止していない」旨の届出もされていない場合には、解散したものとみなされる旨の公告）は毎年1回行われる。また、対象となる休眠会社等に対して、管轄の登記所から、法務大臣による公告が行われた旨の通知が送付される。なお、登記所からの通知が何らかの理由で届かない場合

であっても、公告から2か月以内に必要な登記申請又は「まだ事業を廃止していない」旨の届出が行わなかったときは、みなし解散の登記をする手続が進められるので、注意が必要である。

4 「まだ事業を廃止していない」旨の届出

まだ事業を廃止していない休眠会社等は、公告から2か月以内に役員変更等の必要な登記をしていない場合には、「まだ事業を廃止していない」旨の届出をする必要がある。具体的手続は、登記所からの通知書の下段にある「届出書」に所定の事項を記載し、登記所に送付又は持参する。また、代理人による場合には、委任状の添付が必要である。

「まだ事業を廃止していない」旨の届出をした場合であっても、必要な登記申請が行われていない限り、翌年も「休眠会社・休眠一般法人の整理作業」の対象となる。なお、この届出又は必要な登記申請がされた場合であっても、それ以前の登記懈怠については、裁判所から過料に処せられる可能性がある（会社法915①、976一、一般法人法303、342一）。

5 休眠会社・休眠一般法人の整理作業の流れ

(1) 公告から2か月以内に、必要な登記申請又は「まだ事業を廃止していない」旨の届出をしなかった休眠会社等は、その2か月の期間満了の時に解散した

ものとみなされ、登記官が職権でみなし解散の登記がされる。解散登記の日から1年間がみなし事業年度となるので、決算期が当初と異なることとなるので申告の際留意が必要である。

(2)法人の継続の登記申請

みなし解散の登記後であっても、3年以内に限り、下記①②の決議によりその決議から2週間以内に、継続の登記の申請をする必要がある。

- ① 株式会社は、株主総会の特別決議
- ② 一般社団法人又は一般財団法人は、社員総会の特別決議又は評議員会の特別決議

6 おわりに

みなし解散後に事業を継続する場合、公告後2か月以内に「事業継続の届出」を行えば、解散登記を回避することが可能となる。すでに登記簿上「解散」となった場合には、「会社継続登記（会社法474）」が必要となる。税務上は新たに事業を開始したものとして扱われる場合があり、税務署へ「異動届」等の提出が必要となる。なお青色申告が取り消されていた場合の届出は、みなし解散の日から2か月以内に「事業継続の届出書」を提出した日の前までに提出する必要があるので留意が必要である。

右山研究グループ
税理士 徳丸 親一